



28 福保医人第2941号
平成29年3月17日

各医療関係職種養成所・養成施設長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長

授業の実施に係る留意事項について（通知）

平素より、医療人材の育成に御尽力と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）等の施行により、平成27年4月1日から、医療関係職種養成所・養成施設（以下「養成所等」という。）の指定・監督権限が、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されました。

これに伴い、平成27年度から、都内に所在する養成所等について指導調査を実施してきたところ、授業の実施方法について、特に改善が必要な事例が認められましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴養成所等におかれましても、下記の事項に御留意の上、適正に授業を行われるよう、よろしくお願いいたします。

記

1 他科目の教育内容等による授業

授業は、関係法令等に規定する教育内容及び教育目標をもって、講義、示説、演習、実験、実習又は実技の方法により、行われることとなっています。

しかしながら、実習科目や実技科目の授業において、他科目に定められた教育内容及び教育目標の講義や国家試験対策を目的・内容とする講義を行っていた事例が認められました。

この場合、養成所等は、「当該実習科目や実技科目の授業を受けた学生又は生徒が、実技や実習を必要な時間以上受けていない」ことから、学生又は生徒の単位認定等を行うことができません。

また、学生又は生徒の単位認定等を行うことができないということは、当該授業を受けた学生又は生徒が、「養成所等において必要な知識及び技能を修習又は修得し、当該養成所等を卒業した者」に該当せず、国家試験の受験資格を満たさないこ

ととなります。

つきましては、このような不適切な授業実施により当該科目について補講を行う場合もありますので、関係法令等に規定する教育内容及び教育目標に基づき養成所等において定めた方法で授業を行う必要があります。

2 国家試験等対策の実施

関係法令等に規定する教育内容及び教育目標に基づき策定された教育課程の科目の授業において、国家試験又は柔道整復師養成施設における認定実技審査（以下「国家試験等」という。）対策を目的・内容とする授業（単なる問題演習や認定実技審査の予行演習など。以下同じ。）を行っていた事例が認められました。

教育課程は、当該資格の業に従事するのに必要な知識及び技能を習得することを目的とするものです。

このため、国家試験等対策を目的・内容とする授業は、本来行うべき教育内容から乖離するとともに、教育の目標から逸脱し、教育の形骸化を産みかねないものであると考えられます。

つきましては、国家試験等対策を目的・内容とする授業を行う場合には、単位修得を卒業要件としない科目として設定する、単位修得とは関係のない補講、ゼミナールとして開講するなどの形で対応してください。

【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課

養成施設担当 石橋 : 保健師、助産師、看護師、准看護師養成所

准看護師養成担当 浏野 : 同上

免許担当 吉田、太田 : 上記以外の養成所・養成施設

電話番号 : 03-5320-4434 又は 03-5320-4517